

13-4 厚生労働省監査での指摘にかかわらず改善が進まなかった理由

厚生労働省監査での指摘にかかわらず改善が進まなかった理由

監査結果につきましては、これまでもご指摘を受けた個別ケースの改善は行っておりましたが、過去の指摘事項がすぐにわかるような形での引継ぎは行われておりませんでした。これまでは、監査結果を個別事項としては捉えたものの、組織や仕組みとしての対応がなされていなかったことが、今般の群馬県特別監査による是正改善の指摘事項に繋がったものと反省しております。

また、生活保護の事務は、市長から福祉事務所長である保健福祉部長に委任されており、国や県の監査についても、その委任された事務であることから、決裁は保健福祉部内で完結しております。

今回の群馬県特別監査結果を踏まえた是正改善とその継続に向けましては、ご指摘いただいた内容を改善の重点事項として一覧化し、係内で定期的に確認するとともに、指導管理体制をしっかりと整え、特に重要な場合や異例な場合につきましては、市長の決裁を受けるなどチェック機能を高めてまいりたいと考えております。

今後、国、県から同様の指摘を受けることのないよう、要保護者の立場に寄り添った、より丁寧なケースワークを徹底するため、是正改善措置を確実に実施してまいります。